

ハートパル

2024年
1月
260号

新年あけましておめでとうございます

本年も男女共同参画推進センター「ハートパル」では、性別に関わりなく誰もが活躍できる社会を目指して、様々な講座や講演会を開催いたします。職員一同、みなさまの参加をお待ちしています。



女性のための 再就職支援セミナー

時間:10:00~12:00 場所:プラットおおむら

1/16(火) (6階和室)

『自身の心と体を整えることから始めよう!』

「引き締まった綺麗な健康体で、生涯自分の足で歩ける体を作る」解剖学を基にしたトレーニング。

※タオル、飲物、動きやすい服装でお越しください。

女性専用パーソナルトレーナー:片山笑子 さん



1/23(火) (4階講座室)

『「似合う色」を知ることは一生もののスキル』

パーソナルカラーはありのままの自分らしさを引き出す色♡色で本来の魅力を生かし、洋服・メイクの色選びを楽しく!第一印象もより素敵に!

パーソナルカラーリスト:松永明彩美 さん



1/30(火) (4階講座室)

『女性のためのマネーセミナー』

ライフプランによってお金の動き方も変動するけど、実際にいくらかかるのか?働き方、マネープランの考え方についてお伝えします。

ファイナンシャルプランナー:木村敏穂 さん



※受付は終了しています。

話してみましょう♪

女性が応援、女性の選挙

令和5年度 花かんらんの会講座(第3回)

なかなか進まない女性の政治参画について、実際に携わった方を囲んで、素朴な疑問やウラ話など聞いて、身近なこととして考えてみませんか?お茶を飲みながらのゆったり気軽な座談会です。

令和6年1月21(日) AM10:00~12:00

場所:プラットおおむら 4階講座室(本町458番地2)

募集人数

20名(申し込み順)

対象

市内に在住、通勤、通学の女性

託児

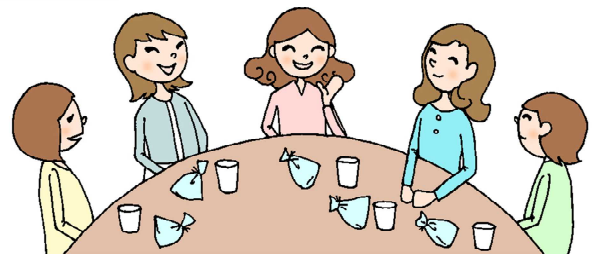
1歳~就学前(要事前申込:1/12 締切)

申込方法

申込QR または、ハートパル(下図案内)へ電話、FAX、e-mail

申込締切

令和6年1月18日(木)



※詳細は市のHPをご覧ください。

☆当センターの講座・イベントに参加し右図の駐車場をご利用の場合は、無料駐車券を発行します。

【問合せ先】大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0832

大村市本町458番地2 プラットおおむら4階(旧浜屋ビル)

TEL:0957-54-8715 FAX:0957-54-8700

Eメール: danjyo-s@city.omura.nagasaki.jp

【問合せ時間】月~金 9時00分~17時00分(祝・年末年始休)





介護離職問題について考えてみましょう！



総務省が5年に1度行う就業構造基本調査によると、2022年の介護離職者は10万6千人と、前回調査(17年)より7千人増えました。介護をしながら働く人も364万6千人と、18万3千人増えており、高齢化が進む我が国では両立支援が急務となっています。

介護離職の現状

「介護離職」とはその名のとおりに、就業者が家族の介護のために退職や転職をすることです。夫婦で収入が少ない方が退職して介護に専念する、または介護は女性の仕事というイメージからいずれにしても女性が退職して介護に専念するケースが圧倒的に多かったようですが、近年では男性も介護離職・転職の増加傾向にあります。

高齢化が進むとともに、要介護・要支援認定者の数も増加傾向です。なかでも、特別養護老人ホーム(特養)に入れる基準となる「要介護3」に満たない要介護・要支援認定者の割合は、2014年以降6割を超え続けている状況です。結果的に在宅介護を受ける高齢者が増加しています



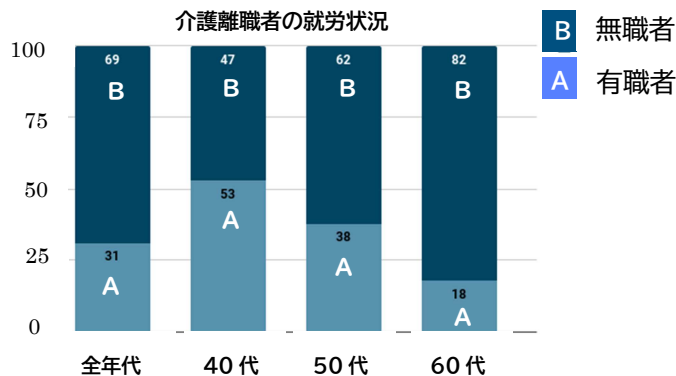
介護離職の問題点

★収入が激減する。

離職すると収入はなくなります。自宅で介護することで、サービスなどの出費は抑えられるものの、退職金や貯蓄を生活費に回すだけではなく、将来受け取れる年金額にも影響します。

★再就職が難しい。

介護状況が落ち着いたり、終わりが見えた時に再就職しようとした場合、再就職が困難となります。



資料:大和総研「介護離職の現状と課題」

★介護者の精神状態が悪化する可能性がある。

介護に専念して家に閉じこもりがちな環境に身を置くことで、社会から孤立感を感じたり、ストレス発散の機会が減り、「介護疲れ」となり、精神面に影響をきたす可能性があります。

会社側の課題



介護離職は、家族側の問題ばかりではなく、会社にとっても介護離職が相次げば、貴重な戦力を失うこととなります。人手不足などに伴う経済的な損失が大きくなることも予想されます。介護離職を防止するために、社員が仕事と介護の両立ができるような環境作りを進める必要があります。

そのためには、積極的に「介護休暇」や「介護休業制度(介護休業給付金)」を社員に周知し、仕事と介護の両立が実現するように支援体制を確立することが重要です。

介護休暇制度



1日もしくは半日単位で、1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日)まで取得することができます。急に介護の必要が生じた際などに活用できます。しかし、休暇中の給与については、各会社に委ねられています。

介護休業制度(介護休業給付金)



対象家族が2週間以上の期間にわたり介護が必要な状態の場合、対象家族1人あたり計93日(3ヶ月)分の休業が申請できます。また、最大3回に分割して取ることができます。ただし、介護休業を取得する時点で1年以上その職場に勤務していることが条件となります。給与面では、国から「介護休業給付金」が支給されます。金額は、 $\text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\%$ (3分の2)と定められています。休業後、事業主にハローワークへ申請してもらうことで一括受給が可能となります。すでに休業中の場合は申請できない場合もあり、さまざまな条件もあることから事前にハローワークで確認しておくことが大切です。

いつか家族の介護に直面した時に、すぐに離職を決断するのではなく、仕事と介護を両立するための制度を活用しながら仕事を続ける選択肢があることを思い出してください。